

平成30年旭市議会第1回臨時会会議録

議 事 日 程 （第1号）その1

平成30年1月24日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 仮議席の指定
 - 第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
 - 第 4 市長挨拶
 - 第 5 議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 仮議席の指定
 - 日程第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
 - 日程第 4 市長挨拶
 - 日程第 5 議長の選挙
-

出席議員（19名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
8 番	宮 内 保	9 番	高 木 寛
10 番	飯 嶋 正 利	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
14 番	平 野 忠 作	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（１名）

7番 有 田 恵 子

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 事 務 局 長	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

午前10時 0分

○事務局長（大矢 淳） おはようございます。議会事務局長の大矢淳でございます。

さて、本日、平成30年旭市議会第1回臨時会が招集されましたが、この議会は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。

本日の出席議員中、年長の議員は高橋利彦議員でございます。

それでは、高橋利彦議員、よろしくお願いいたします。

（高橋利彦 議長席着席）

○臨時議長（高橋利彦） ただいまご紹介いただきました高橋利彦でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前10時 1分

◎日程第1 開 会

○臨時議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 仮議席の指定

○臨時議長（高橋利彦） 日程第2、仮議席の指定。

仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第3 当選議員及び市長並びに説明員紹介

○臨時議長（高橋利彦） 日程第3、当選議員及び市長並びに説明員紹介。

これより当選議員及び市長並びに説明員の紹介をいたします。

初めに、当選議員の紹介を事務局長からお願いいたします。

（事務局長 大矢 淳 紹介をする）

○臨時議長（高橋利彦） 続いて、市長並びに説明員の紹介を総務課長からお願いします。

（総務課長 飯島 茂 紹介をする）

◎日程第4 市長挨拶

○臨時議長（高橋利彦） 日程第4、市長挨拶。

ここで市長よりご挨拶があります。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに旭市議会議員一般選挙後、初の市議会臨時議会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

任期満了に伴う旭市議会議員選挙が昨年12月17日に執行され、議員各位におかれましては、市民の皆様からの信任を得てめでたくご当選を果たされましたことを、謹んでお祝いを申し上げます。

本日、新たに選ばれました20名の議員の皆様を、この議場にお迎えできますことを大変喜ばしく思っております。議員の皆様方と協力しながら市政の運営を行うことができますことを、心強く感じているところであります。

このたびの選挙におきましては、議員定数が2名減となったことにより、議員お一人お一人に寄せられる市民の期待や関心は、これまで以上に高まっているものと思います。議員の皆様におかれましては、市民の福祉と市民生活の安定、そして市政の発展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市も合併から13年となります。交付税の特例措置の終了が近づく中で、人口減少も重なり、財源の確保が大変厳しくなっており、今こそ、市民とともに将来の旭市のあるべき姿をしっかりと見据え、事業や行政改革を進めていかなければならないと考えております。旭市の将来都市像「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現と東総の中核都市としてのさらなる発展を目指してまいりますので、今後ともご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

議員の皆様のご活躍を心からご祈念申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎日程第5 議長の選挙

○臨時議長（高橋利彦） 日程第5、議長の選挙。

議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○臨時議長（高橋利彦） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は19名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○臨時議長（高橋利彦） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（高橋利彦） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（高橋利彦） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は、無効といたしますので、ご了承願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○臨時議長（高橋利彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（高橋利彦） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（高橋利彦） 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

4 番、林晴道議員、5 番、高橋秀典議員、以上の 2 議員を指名いたします。

林晴道議員、高橋秀典議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○臨時議長（高橋利彦） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票

有効投票 17 票

無効投票 2 票です。

有効投票のうち 島田和雄議員 13 票

木内欽市議員 2 票

林 晴道議員 1 票

高木 寛議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、島田和雄議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました島田和雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知といたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○臨時議長（高橋利彦） ただいま議長に当選されました島田和雄議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

(13番 島田和雄 登壇)

○13番（島田和雄） それでは、一言御礼の挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは議員の皆様によります議長選挙におきまして、議長に選出をしていただきました。大変ありがとうございます。

この旭市議会の議長への就任ということで、私も今、大変緊張をしているところでございます。それと同時に、この議長の責任の重みといいますか、そういうものをじわりと感じているところであります。

さて、皆さんは昨年の暮れの市議会議員の選挙におきまして当選をされまして、この市民の皆様から旭市政への参加を託されたわけでございます。そういった中で、議員の皆さんそれぞれ、これまで、いろんなさまざまな人生を歩んでこられまして、いろいろな考え方があろうかと思いますが、市民の皆さんのためにと、頑張るんだということは、皆さんそれぞれ同じ思いだろうと思います。これから4年間、このスタッフで、メンバーで議会のほうを進んでいくということになりましたので、市民の負託に応えるために、お互いに頑張っていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部の皆さんにも、お互いに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○臨時議長（高橋利彦） ここで議長を交代いたします。

議長、島田和雄議員、議長席にご着席願います。

(臨時議長 高橋利彦 議長席退席)

(議長 島田和雄 議長席着席)

議 事 日 程 （第 1 号）その 2

平成 3 0 年 1 月 2 4 日（水曜日）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 9 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 1 0 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 1 1 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 1 2 議案上程
- 第 1 3 提案理由の説明
- 第 1 4 議案の補足説明
- 第 1 5 質疑、討論、採決
- 第 1 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員会委員の選任
- 日程第 6 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 9 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

日程第 1 0 東総衛生組合議会議員の選挙

日程第 1 1 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 1 2 議案上程

日程第 1 3 提案理由の説明

日程第 1 4 議案の補足説明

日程第 1 5 質疑、討論、採決

追加日程第 1 発議案上程

追加日程第 2 提案理由の説明

追加日程第 3 質疑、討論、採決

追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

日程第 1 6 閉 会

午前10時35分

◎日程第1 議席の指定

○議長（島田和雄） 日程第1、議席の指定。

議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。

1番、片桐文夫議員、2番、平山清海議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第3、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案説明のため、市長、副市長及び教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第４ 副議長の選挙

○議長（島田和雄） 日程第４、副議長の選挙。

これより副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（島田和雄） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は19名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（島田和雄） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（島田和雄） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は、無

効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長（島田和雄） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（島田和雄） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（島田和雄） 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

6 番、米本弥一郎議員、8 番、宮内保議員、以上の2 議員を指名いたします。

米本弥一郎議員、宮内保議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長（島田和雄） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 9 票

有効投票 1 7 票

無効投票 2 票です。

有効投票のうち 伊藤 保議員 1 5 票

高木 寛議員 1 票

林 晴道議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5 票であります。

よって、伊藤保議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2 項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦勞さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○議長（島田和雄） ただいま副議長に当選されました伊藤保議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１２番 伊藤 保 登壇）

○１２番（伊藤 保） ただいま、議員の皆様から副議長の選出をいただきました。これから島田議長を支え、旭市発展のために懸命に頑張っていく覚悟でございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（島田和雄） ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前１０時５３分

再開 午後 １時 ０分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５ 常任委員会委員の選任

○議長（島田和雄） 日程第５、常任委員会委員の選任。

これより常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

総務常任委員会委員に、高橋利彦議員、島田和雄議員、伊藤保議員、宮澤芳雄議員、米本弥一郎議員、遠藤保明議員、片桐文夫議員、以上７名を指名いたします。

文教福祉常任委員会委員に、木内欽市議員、景山岩三郎議員、向後悦世議員、伊藤房代議員、飯嶋正利議員、有田恵子議員、高橋秀典議員、以上７名を指名いたします。

建設経済常任委員会委員に、佐久間茂樹議員、平野忠作議員、高木寛議員、宮内保議員、

林晴道議員、平山清海議員、以上6名を指名いたします。

おはかりいたします。常任委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、各常任委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時 2分

再開 午後 1時32分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（島田和雄） 日程第6、常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

各常任委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

総務常任委員会の委員長に宮澤芳雄議員、副委員長に米本弥一郎議員。

文教福祉常任委員会の委員長に飯嶋正利議員、副委員長に高橋秀典議員。

建設経済常任委員会の委員長に宮内保議員、副委員長に林晴道議員。

以上のとおりであります。

◎日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（島田和雄） 日程第7、議会運営委員会委員の選任。

これより議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

平野忠作議員、宮澤芳雄議員、飯嶋正利議員、宮内保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、以上6名を指名いたします。

おはかりいたします。議会運営委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、議会運営委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 3時 4分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（島田和雄） 日程第8、議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に平野忠作議員、副委員長に宮澤芳雄議員、以上のとおりであります。

◎日程第 9 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（島田和雄） 日程第 9、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に、佐久間茂樹議員と向後悦世議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました佐久間茂樹議員と向後悦世議員を当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、佐久間茂樹議員と向後悦世議員がそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました佐久間茂樹議員と向後悦世議員が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第 10 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（島田和雄） 日程第10、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合同規約第5条第3項の規定による議員に米本弥一郎議員と高橋秀典議員を、同条第4項の規定による議員に高木寛議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました米本弥一郎議員と高橋秀典議員を、同組合同規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、高木寛議員を同条第4項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、米本弥一郎議員と高橋秀典議員が同組合同規約第5条第3項の規定による議員に、高木寛議員が同条第4項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました米本弥一郎議員、高橋秀典議員、高木寛議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（島田和雄） 日程第11、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

飯嶋正利議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました飯嶋正利議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

よって、飯嶋正利議員が当選されました。

ただいま当選されました飯嶋正利議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第12 議案上程

○議長(島田和雄) 日程第12、議案上程。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案であります。

議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。

議案第1号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第 13 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 日程第13、提案理由の説明。

議案第 1 号から議案第 4 号までの提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日ここに平成30年旭市議会第 1 回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由について説明申し上げます。

議案第 1 号は、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、予算の総額を304億5,500万円とするものであります。

議案第 2 号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき所要の改正を行うものであります。

以上、このたび提案いたしました議案第 1 号から第 4 号までの案件の趣旨を説明申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 地方自治法第117条の規定により、議案第 5 号に関係いたします景山岩三郎議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第5号の提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 議案第5号の提案理由について申し上げます。

議案第5号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、市議会議員から選任した委員1名の任期満了に伴い、後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、景山岩三郎氏が適任と考え提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

ここで景山岩三郎議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時14分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 日程第14、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 伊藤憲治 登壇)

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,700万円を追加し、予算の総額を304億5,500万円とするものであります。

なお、今回の補正内容は、人事院勧告等の趣旨に基づく給与改正の影響額についての補正と、千葉縣市町村職員共済組合負担金の負担率改正等による旭中央病院分の負担金を増額補正するものであります。

次に、2ページから4ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額、5ページと6ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、7ページの歳入から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入の補正はこの1件のみとなっております、19款5項4目旭中央病院共済費2,700万円の追加は、説明欄1、千葉縣市町村職員共済組合負担金（旭中央病院分）を増額するものです。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

初めに、このページの2款から19ページの10款まで、各款に計上しております人件費の補正につきましては、先ほども申し上げましたが、人事院勧告等の趣旨に基づく職員の給与改正と人事異動や新陳代謝等に伴い、款ごとの人件費を組み替える中で必要最小限の補正を行うものでありますので一つひとつの説明は省略しまして、後ほど給与費明細書の中で全体を説明いたします。

次に、人件費以外の補正1件分についてご説明いたします。

ご覧いただいております8ページの中ほどになりますが、2款1項2目人事管理費2,700万円の追加は、千葉縣市町村職員共済組合の追加費用に係る負担率の改正等による旭中央病院分の負担金を増額するもので、先ほど歳入でご説明しましたが、旭中央病院から受け入れる負担金をそのまま市を通して共済組合へ支払うものであります。

次に、少し飛びまして20ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

初めに1の特別職ですが、表の下の方の比較の欄をご覧ください。

長等の期末手当20万5,000円の増は、歳出でも申し上げましたが、人事院勧告等の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に合わせて、期末手当の年間支給率を0.1か月引き上げたことによる影響額です。

なお、議員の期末手当については、年度途中に1名の失職があり期末手当の増額分を当初予算の範囲内で賄えるため、補正はしていません。

続いて21ページは、2、一般職の総括の表になります。

人事院勧告等の趣旨に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、比較欄のとおり職員数はフルタイムの職員が4人の減、括弧内の再任用短時間勤務職員が1人の減となっております。

また、給与費等の内訳につきましては、給料が2,691万5,000円の減、職員手当等が1,602万円の増、共済費が1,069万円の増となり、合計で20万5,000円の減となっております。

これらによりまして、特別職と一般職を合わせた人件費全体としては、今回の補正による増減はございません。

次に、22ページをお願いいたします。

(2)の給料及び職員手当等の増減額の明細です。

給料の増減額はマイナス2,691万5,000円で、このうち給与改定に伴う増減分は491万5,000円の増となります。これは、人事院勧告に基づき給料表を平均で0.2%引き上げる改定を行うことによるものです。また、その他の増減分は3,183万円の減となります。これは、新陳代謝によるもの及び配置替え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うもので、育児休業や休職に伴う欠員による給料の減額も含まれています。

次に、職員手当等の増額分1,602万円のうち、給与改定に伴う増減分は2,166万7,000円の増となります。内訳として、期末手当の59万9,000円の増は、計算の基礎となる給料月額が給与改定により増額となることによるものです。また、勤勉手当の増額分2,106万8,000円は、人事院勧告に基づき12月期の勤勉手当を0.85月分から0.1月分引き上げ、0.95月分とすること。さらに、勤勉手当の基礎となる給料月額が給与改定により増額となることによるものです。

一方で、その他の増減分は564万7,000円の減で、これは新陳代謝、異動、育児休業、休職

による減額分です。内訳は、期末手当が13万9,000円の減、勤勉手当が550万8,000円の減となります。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第2号から第4号までは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与及び手当の改正でありまして、関連ですので一括して補足説明を申し上げます。

議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

改正条例の第1条関係でございます。

第5条は期末手当の支給率の改正でありまして、平成29年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の222.5から100分の232.5に改め、100分の10引き上げ、年間支給率を100分の430から100分の440にするものでございます。

2ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係でございます。

第2条は、先ほどの第1条関係と同じく第5条の期末手当の支給率の改正でありまして、附則第1項ただし書きに規定しておりますが、平成30年度以降の期末手当の支給率を、6月期においては100分の207.5から100分の212.5に改め、12月期においては、100分の232.5から100分の227.5に改めて、期末手当の年間支給率を100分の440とするものでございます。

なお、条例の施行期日は、平成29年分を規定する第1条につきましては公布の日とし、平成30年度以降を規定する第2条につきましては平成30年4月1日とするものでございます。

3ページをご覧ください。

議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第2号と同様に期末手当の支給率を改正するもので、改正内容も議案第2号と同一のものとなります。

5ページをご覧ください。

議案第4号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て補足説明申し上げます。

改正条例の第1条関係でございますが、第27条第2項の改正は勤勉手当の支給率の改正でありまして、平成29年12月期の勤勉手当の支給率を、1号では100分の85から100分の95とし100分の10引き上げ、2号では再任用職員について100分の40から100分の45とし、100分の5引き上げるものでございます。これにより、一般職の期末勤勉手当の年間支給率は100分の430から100分の440となり、再任用職員にあっては100分の225から100分の230となります。

6ページから16ページにかけての別表1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との格差を埋めるため引き上げを行うものであります。行政職給料表全体の平均改定率は0.2%となります。参考までに、1級及び2級に該当する若年層職員にあっては給料月額が1,000円増額となり、その他職員の基本増額は400円となります。

飛びまして、17ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係でございますが、第27条第2項の改正は、平成30年度以降の勤勉手当について改めるものでありまして、年間の支給率は変わりませんが、6月期、12月期ともに100分の95を100分の90に改め、再任用職員にあっては100分の45を100分の42.5に改めるものでございます。

なお、左下のほうの附則第10項から21ページの第13項の改正につきましては、55歳以上の7級職員の給料、期末勤勉手当の1.5%減額の支給措置が平成30年3月31日をもって終了することに伴い、関連する附則を削除するものでございます。

22ページをご覧ください。

改正条例の第3条関係であります。一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、特定任期つき職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員を対象とするもので、現在本市においてはこのような任期つき職員は採用しておりませんが、千葉県に準じて同様の改正を行うものであります。

24ページをご覧ください。

改正条例の第4条関係であります。ただいま申し上げました第3条関係同様、これについても千葉県と同様の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、勤勉手当については議案第2号、第3号と同様であり、給料月額については公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用をいたします。

また、25ページ、26ページの附則において、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行っておりますが、双方ともに55歳以上

の7級職員の1.5%減額の支給措置が平成30年3月31日をもって終了することに伴うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

地方自治法第117条の規定により、議案第5号に関係いたします景山岩三郎議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時30分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第5号について補足説明を申し上げます。

議案第5号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をいただくものでございます。

今回選任したい方は、旭市足川3969番地3にお住まいの景山岩三郎氏、昭和25年1月21日生まれの方でございます。

なお、景山氏は、地方自治法第201条で準用する同法第164条第1項及び同法第198条の2第1項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第1項及び同法第166条第1項に規定する兼職の禁止、並びに同法第180条の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

ここで、景山岩三郎議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時32分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。議案第1号から議案第5号までの5議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までの5議案は、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

◎日程第15 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第15、質疑、討論、採決。

これより議案第1号から議案第5号までの5議案について、順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第２号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第２号について採決いたします。

議案第２号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第３号について採決いたします。

議案第３号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第117条の規定により、議案第5号に関係いたします景山岩三郎議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時36分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

高橋利彦議員の発言を許可いたします。

○20番（高橋利彦） 議案第5号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑をします。

議会選出の監査委員を景山議員にしたいという電話を、先日市長からもらいました。その際に、どのような基準でかとおたただしたところ、その説明は全くなく、ただ単に自治法第196条でということでしたので、それならなぜだと私は思いました。そのために私はあえてそれ以上は申し上げませんでした。

確かに、監査委員は長が議会の同意を得て選任するということになっていますが、議会人事にかかわることについて市長は関与できるのか。これは議会軽視、議会蔑視と同時に慢心の表れであります。議会選出の監査委員の指名を市長がする根拠はどこにあるのか。また、監査委員は特に人格が高潔でという文言がありますが、この高潔という意味はどのようなことか。それと同時に、旭市としてどのような基準を設けてあるのか。

また、国会等でも任命責任が問われますが、これは総理大臣が大臣を個人的に任命するから総理の責任であります。今回のような議会の同意人事、旭市もいろいろありますが、議

会が同意して任命となると議会にも大きな責任があります。そこで、議会へ議案として提出する際、俗に身体検査はすると思いますが、例えば監査委員であればどのような身体検査をするのか。そして、それはいつの時点でするのか伺います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

監査委員の選任については、地方自治法第196条に規定されておりまして、監査委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て選任するということになっております。これまでも旭市では監査委員の選任をしてきたところでありますけれども、その都度このような方法で議会の同意を得てきたところであります。これについてはいろいろ議員の皆さん方、多数からの意見も聞きながら、経験豊富そしてまた識見、そして高潔であると。高潔の内容については字のとおりであります。そういった部分で選任をしたいと、そのようなことで今回提案したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員。再質問でよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） じゃ、答弁。

○市長（明智忠直） 法律に基づいて、自治法に基づいて選任をしているところでありますので、それ以上のことはありません。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員。質問は手を挙げて。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） それでお願いします。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員。それは2回目の質問になると思いますけれども、それでよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 一応3回ということになっておりますので。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） 地方自治法第196条に倣って選任をしているところでありますので、よろしく願います。

○議長（島田和雄） 高橋議員、再質問があれば。
高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の質問と全く違う答弁をしているんですよ。この議場で、議会の同意を得て初めて選任できるわけでしょう。あんた監査委員ですよ。しかし、それまでのプロセス、この議場に景山議員の名前を出すのは、それを市長ができる権限がどこにあるのか。それから、高潔というのは字のとおりですと。じゃ、その高潔の意味。それからまた、私がさっきどのような身体検査をしたか。全く答弁されてないんですよ。もっと真面目に答弁してくださいよ。

○議長（島田和雄） 高橋議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） 身体検査ということが、地方自治体の中で果たしてそれが妥当かどうか。監査委員の選任という基準が逐条解説でもありますけれども、そのこと以前に第196条、法律でうたっていることに準じて選任をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 字のごとしであります。
（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員。高潔は字のごとしであるというような今の答弁でありましたので。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これで私は3回ですからできませんけれども、この議場でいいかげんな答弁しないでください。
以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第5号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第5号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 賛成多数。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時55分

○議長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長(島田和雄) おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 5時53分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会議員政治倫理条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う日程の追加について議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 平野忠作 登壇）

○議会運営委員長（平野忠作） 大変ご苦労さまです。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会議員政治倫理条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります、平成30年旭市議会第1回臨時会議事日程その2の2をご覧くださいと思います。

日程第15の後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 発議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号の 1 発議案を上程いたします。

発議第 1 号 旭市議会議員政治倫理条例の制定について

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号について、林晴道議員、ご登壇願います。

（4 番 林 晴道 登壇）

○4 番（林 晴道） 皆さん、大変お疲れさまでございます。先月の市議会議員選挙におきまして、2 期目の議席に当たりまして今回発議を上程させていただきました。皆様とともに、市民の負託に応えられるように精いっぱい活動してまいりたい、そのように思っております。提案理由でございます。

発議第 1 号、旭市議会議員政治倫理条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

この条例案は、旭市議会議員の政治倫理の規律の基本となる事項として政治倫理基準を定めるとともに、旭市民の代表として議員の倫理向上に必要となる事項を定めることにより、議会が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とするものでございます。

実務的な規定は、議員が政治倫理基準を厳守し、納税等状況報告書の提出をして市民に公表するものであります。なお、この倫理条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

僕は、皆様方と一緒にこの旭市をよくしたい、そのように思っております。先月の選挙において非常に市民の多くから、議会の品位を汚したり疑いのまなざしが多くございました。

しっかりと開かれた場で我々の活動を市民に知ってもらいたい。そのことを思い、これを上程をさせていただきました。皆様方のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

佐久間議員。

○19番（佐久間茂樹） 19番、佐久間茂樹でございます。

議員の政治倫理条例の発議ということで、その趣旨は全くすばらしいものと私は思っております。ただ、議会といたしまして、この発議案をいただいたのは2時間足らず前なんですね。それで、今提案理由の説明ということでございましたけれども、簡単に言えば納税証明を求めるものというような趣旨のお話だったんですが、この議案を見ますと、第1条、第2条、第3条とずっとあるわけでございます。聞いている方は多分分からないだろうと思うんですけども、この辺を改めてご説明いただければと思います。

○議長（島田和雄） 佐久間議員の質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） まず、今回ここに至る経緯でございますけれども、今から3年くらい前になりますでしょうか、議会改革検討委員会の場においても、この政治倫理のお話はございました。その後にもいろいろ議論等あった中で成立はしませんでした。去年の市長選挙の前後にも同じような、議員を罵倒するであったりとか品位を欠くような文言が印刷物で出回ったりとか、そういうことがありましたもので、僕も全員協議会ないしは平成29年度の9月議会において一般質問の席で、政治倫理条例をとということの提案の発言をさせていただきました。長く、このものが必要であるということを感じて訴え続けてきたところでございます。

また、その中身についてでありますけれども、これはもう倫理でありますので、やはりこういう倫理観の基に、議員はそれを基に活動、行動するものであると、そういうような趣旨のものでございます。ご理解いただけますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（島田和雄） 佐久間議員。

○19番（佐久間茂樹） これは、質問は3回ですか。

○議長（島田和雄） 3回です。

○19番（佐久間茂樹） 確認します。そうしますと、私、今立ちませんけれども、私の質問にお答えになっていないんですね。第1条、第2条、目的は分かりました。第2条、第3条、それから4条はかいつまんでご説明いただきましたけれども、第2条、第3条についてもう少し詳細にご説明いただきたいと思います。私の最初の質問はそういう質問だったと思いますので。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今回上程させていただいた第2条、第3条でございますけれども、第2条に関しては議員及び市民の責務ということ、第3条に関しては政治倫理基準の厳守ということで、第2条では2、3、第3条においては（9）まで具体的に書かせていただきました。このことが倫理上必要であるというものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） 具体的にということでご説明いただけないので、私のほうで読ませていただきます。

これは議員政治倫理条例ということになっておりますけれども、第2条ですか、議員及び市民の責務と入っているんですね。議員の責務であれば議員の政治倫理条例でいいと思うんですけれども、市民に責務を課すというところがやはり違和感があるなど、まず第一にそう思うんですね。これが第1点。

それから、あまりにも突然なんでいろいろありますけれども、第3条で「市並びに市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人及び株式会社（以下単に「市」を総称する。）が行う許可若しくは認可又は請負その他契約に関し、特定の個人、企業、団体のために、有利に取り計らいをしたと見られる行為」ということなんですけれども、市の場合、例えば親が代表者あるいは子どもが代表者という会社があると思うんですね。

そのときに、例えば指名参加願いを持ってくるとか、あるいは見積書を持ってくるとかいうのを代理で頼まれたというケースも、多分あるんだろうと思うんですけれども。その辺のところはどういうふうにお考えになっているのかなということが一つあります。

二つ目ですかね。それで、これはあって当たり前、けちをつけるわけではないんですけれども、先ほども全員協議会でもちょっとお伺いしたんですけれども、「道路交通法、法令に違反する行為並びにその他市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。」

というのはごく当然な、あえて倫理条例に加えなくてもいいのかなとは思いますが、道路交通法でどの辺までの違反を、許すということはないと思うんですが、実際問題として違反をしていない人はかなり少ないのではないのかなとは思いますが。つけるわけじゃないんですけれども、もうちょっと違う言い回しが何かできないかなというような気がするんです。

それから、第4条、先ほども説明者が言っていましたけれども、議員の場合、歳費から市税は源泉徴収されているんですよね。それで、あえて納税等状況報告書というのを出せということなんですけれども、具体的に納税等状況報告書というのはどういうものなのか。そして、議長がその要旨を公表するということになっているんですけれども、こういった形で公表するのか。

取りあえずその3点、お答えいただければと思います。

○議長（島田和雄） 佐久間議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） まず、第2条の3に市民が入っているということですが、現行の旭市の条例においても、このような市民に対する文言というのは入っておりますし、先進事例を見ましてもしっかりとこういう部分は載っておるんで、何ら違和感なくあるべきものであるというふうに思っております。

それから第3条。事細かに、就職の件だとか交通法の問題等でありますけれども、これはどこまで許す、許さないというのが倫理条例ではないんで、これに関しては、こういうことは倫理上よくないものですからということで、掲載するものは掲載していくということで、僕はこれに関しては、全て倫理上よくないことは載せるべきかなと思って入れさせていただきました。

それから第4条でありますけれども、この後、施行規則がつくられていこうかと思います。その中でしっかりと、また次の議論になろうかなというふうに考えておりますけれども、納税等という中では、水道料だとかそういうことが入ってくる。先進地のものが今、すみません、手元にありませんけれども、ほかでもだいたい同じように大抵やっておりますので、同じところで旭市議会も議長に提出し公表するということが、開かれた市民に対する議会ということで望ましいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林議員。今の質問の中で、第3条の第4項をどう考えているかという質

間が佐久間議員からされておりますけれども、これに対する答弁がされてなかったようですが。

○4番（林 晴道） 3条の（4）ですか。

○議長（島田和雄） （4）ですね。

○4番（林 晴道） 第3条、これも倫理のことでございますので、こういうことをやはりするのは倫理上どうなんだと、よくないんであろうかなということを考えますと、載せるべきであろうと思って掲載をさせていただきました。

以上です。

○議長（島田和雄） 佐久間茂樹議員。3回目ですね。

○19番（佐久間茂樹） 先進事例があるということで、市民を入れているということでございますけれども、議員の政治倫理条例ということであれば、できれば市民は外していただいたほうがいいのかと私はまず思います。

そして、道路交通法の話はいいとしまして、納税等状況報告書ということで、ほかにも水道とか何かあるということでございました。ただ、具体的にはそういったものはないということなんでしょうか。それで公表するというところでございますけれども、そして、要するに具体的には施行規則が別にあるよということでのお話でしたけれども、具体的にこうやって状況報告書はどんなものなのか。そして、施行規則も併せて提案していただければよかったのかなと私は思うんですね。

今6時回っていますけれども、もっと事前に議会にお話をいただいて、皆さんと一緒に検討していただければもうちょっと、要するに施行規則がない、あるいは状況報告書が具体的にどんなものなのかもない。そして税金は市税だけでなく国税もあります、消費税もあります、下水道料金あります、水道料金もあります。そういった具体的にもう少しそろえてから提案していただいたほうがよかったのかなと思うんですね。

何しろ1時間ちょっと前にいただいた議案でございますので読むのに精いっぱい、初議会という方もいらっしゃるわけですね。そういった意味ではかなり抽象的な事案に関する、要するに倫理って何なんだと、まずそこが一番分からないところだと思うんですが、悪いことはしないということはあれなんだろうけどね。

割と難しいテーマの条例でございますので、もっと早目に提出していただいて、私は、できればこの市民の責務の市民を外していただく、まず第一に。そして、状況報告書は具体的にどんなものなのか。議員の歳費は、市税は源泉徴収されているわけだから、もう納まって

いるのは分かっているわけですね。あえてそれを納税等状況報告書とはどんなものを出すのか、具体的に見えないと何とも言いようがないですね。その辺はどうなんですかね。具体的に、水道料金とか市税とか言いましたけれども、ほかにはどういうものを考えて、国税はいんですか。

○議長（島田和雄） 佐久間議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） るる質問いただきましたけれども、条例に対する規定のそういうものかどうか、そういうものは法律上も条例上も、この議案の提出に関しては必要なかったものでありますものですから、そこまで用意なく普通の形で進めてまいりました。

それがどうしてもこの場内で必要だというのであれば、今控室にはほかの事例を幾つも出してあって取りまとめたのがございますので、議長の許可をいただけたらとってまいりまして、何が必要なのかということの説明させていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 佐久間議員。

○19番（佐久間茂樹） 狙いというか、趣旨は私は十分理解できます。こういったものがあればいいなということで、これは皆さんほとんど同感なんだろうと思いますけれども、やはりルールといいますか、定時はここだって5時でしょうから、2時間前にこれを出されて、これでイエス・オア・ノーと可否を検討してくれというのは、この第3条にある「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」というところにひっかかるんじゃないかなと、私はそう思うんですね。

もっと堂々と早目に皆さんに出していただいて、きちっといいものを、成案をさせていただければと思って質問を終わります。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今、議員の権利に関しての発言がございました。これに関してはちょっとおかしいのじゃないかなと僕は思っておりますので、訂正を求めたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 議員の権利についてですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） 高木です。逐条に質疑をしたいと思います。

第3条の第1項の上から2行目です。「その職務に関して不正に疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」というふうに書かれていますが、具体的参考例があればぜひお願いしたい。

それから、その「疑惑を持たれる」というのは誰から持たれるおそれというか、主語と述語がはっきりしないというか。私たち議員に課せられた倫理規定というふうには理解しますが、誰から疑惑を持たれる条文なのかということ。

それから、(3)の「いかなる不当な要求にも屈しないこと」、この点で不当な要求にも屈しないことと書かれておりますが、この不当な要求というのは誰がどのように判断するのかということ。

それから、第4条の2項ですね、納税等状況報告書を公表するとありますが、これは人権侵害に値する項目だというふうに思いますんで、この辺はどのように解釈したらよろしいのかお聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 疑惑の件。「その職務に関して不正に疑惑を持たれるおそれがある行為をしないこと。」。疑惑というのは、やはり不適当な行為を全面的に指すものであろうかというふうに思うのと、あとはその相手ですが、議員個人以外ですかね、に関して、やはり疑惑を持たれるようなことをするべきではないのかなと、そのように倫理上考えます。

それから、不当な要求等というのがありますけれども、俗に反社会勢力だとか、やはり著しく高額な請求がある、何と言うんですか、すみません、オレオレ詐欺のようなことだとか、そういうようなことを指しておると、そのように思います。

それから、人権侵害のおそれがあるということは、あえてこれがここに当たる、あれがあれに当たるとかいうものが倫理上必要ではないと思っていますので、人権侵害のおそれのあるというものも必要だと思っておりますし、その第4条に当たる部分もこれで適当なのかと思って提出をいたしました。

以上です。

○議長（島田和雄） 林議員。質問の趣旨ですけれども、例えば第3条の1項につきましては、誰から疑惑を持たれるのかというような質問でした。

○4番（林 晴道） 当事者以外ということで。

○議長（島田和雄） そうですか。それと第3項ですけれども、この不当な要求というような

ことについて、誰が判断するのかというような質問でした。その辺の答弁をお願いします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 不当な要求というものが横行しているメディアや新聞等、起こっておりますけれども、そういうことを念頭に置いての文章でございまして、広くそういうことを指して相手がいようかというふうに考えました。

○議長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 発言許可ありがとうございます。

まず、昨今の社会情勢の中で我々議員に対する市民の皆さんの視線というのは、一層厳しくなっているということは理解しております。その中で、市民の負託に応じて信頼できる議会であるために倫理条例を制定する、自ら襟を正すということについては、これは大賛成であります。これにつきましては、議会改革検討委員会で倫理条例が十分に議論されてきたところでありまして、これについては倫理規定という形で申し合わせ事項に盛り込む旨、決定していることと思います。

ただ、本議案そのものにつきましては、例えば今も高木議員から出ましたけれども、事細かな部分について十分な審議が行われているかというところ、これをもって十分かというところちょっと疑問が残るところであります。その審議の、時間をかければいいというものではないかもしれませんが、審議の量、深みといった意味で、その点どうお考えになっているかということをもまず1点お伺いしたいところです。

あと、第3条に幾つか項目があります。この中で、例えば具体的に法律に関するかどうか、あるいは違法行為等、具体的にそれが、これはもうレッドラインを超えているよというふうに明確になるものもあれば、先ほども出ましたけれども不正・不当ということで、審判、ジャッジが必要なものというのもこの条項の中にはあるのかなと思います。こういったものを、例えばスローガンとして掲げるのであれば現行の申し合わせ事項の中でも十分だと思いますし、せっかく条例にするのであれば、そういった審査についてというのも明記していくべきではないかなと、画竜点睛を欠くという形になってしまうのではないかなということ懸念いたします。

あともう1点、第5条ですけれども、これはちょっと私は理解しにくいんですけれども。第5条で、「この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。」となっていますけれども、議長権限と照らし合わせてこの部分の文言の意味するところについてお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） まず、審議の時間ということでございました。先ほども、今までこの倫理に関する議論だとか行程を経まして、妥当だと思い今回提出をさせていただきました。それから、審査機関だとかそういうことがあったほうが望ましいというようなことでございますが、この部分と、最後に第5条にあります、条例の施行に関して必要な事項は議長が別に定めるということにおかれては、これから改革検討委員会だとか議会全員協議会等において、しっかりと議員同士の中で話し合って進めるべきと、そのように考えておりますが、今回の条例には必要なしと思って、この形で提出をさせていただきました。

○議長（島田和雄） ほかに質疑。

高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） これは私見になりますけれども、そうした今後の、本来こういった条例でもって、議会の中から出すものでありますので議会全体の総意のもとに、今後のロードマップ等も含めて、例えば今後、今のお話ですと審査についてどうするかですとか、あるいは施行に対して必要な、ここには議長が別に定めるとありますけれども、そういったことも含めて議論が必要なのではないかと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 答弁いいですか。答弁求めますか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 再度、開かれた議会、それから申し合わせ事項ではなくて、こういったような条例をつくることによってしっかりと市民に議会というものを分かっている、市民の疑念だとかそういうのを払拭できる条例だと思って提出しました。ご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 繰り返しになりますけれども、ここにある目的、理念そのものには大賛成するものであります。それそのものに反対する議員の方は、ここにはいらっしやらないと私は信じますけれども。その上で、さらに深い議論の上で、本当にこれでいいというものをつくるのが筋じゃないかと、これは答弁はもし必要だったらいいです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今回この議案を提出したことによりまして、この議場でこのような議論ができたこと、このこともよかったなと思っておりますし、やはり、しっかりとそういう開かれた議会というところを一番に考えた中でつくっていただきました。全員が賛成してくれるんじゃないかというように発言をいただきましたこと、うれしく思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

佐久間茂樹議員の発言を許可します。

佐久間議員、それでは登壇願います。

（19番 佐久間茂樹 登壇）

○19番（佐久間茂樹） 19番、佐久間茂樹です。

発議案、林晴道議員に敬意を表したいと思います。ただ、最後にこういったご発言がありました。しっかり審議をしたい、議論をしたい、ということであれば、私はもっと早く議案を出していただいて、皆さんに見ていただいて、十分審議をしていただいたほうがよかったのかなと。わずか1時間半かそこらの前に議案を出されて、これでいいか悪いか判断してくれ、賛成するか反対するか決めてくれと、これが議会のルールだと。そういうものではないような気がするんですね。

やっぱり皆さんの理解を得て、どこから言われても議会の議員の皆さんが市民の皆さんから聞かれたときに、これはこういう案文なんですよと答えられるほどに審議を尽くして、それから可否を判断する。そうすれば20人全員で賛成できるわけです。わずか1時間半かそこらにもらって、ろくすっぽ全部読まないで、案文も。それでは判断できないですよ、申し訳ないですけども。

そういった意味でこれからも、いい条例だと思っておりますので、さらにいい条例にしていきたいなというふうに、私は提案者をお願いしたいなと思います。ただ今回は、やはり先ほど申し上げましたようにちょっと不備、不十分なところがあるのではないかなと、そうい

うふうに思いますので、今回はちょっと賛成できないなということで反対討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会議員政治倫理条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成少数。

よって、発議第1号は否決されました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 6時33分

再開 午後 6時35分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第105条第2項の規定に基づき、平成33年12月31日まで閉会中の継続調査とする申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れなしと認めます。

おはかりいたします。議会運営委員会委員長の申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査申出書について、申出書のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は申出書のとおり決定いたしました。

◎日程第 16 閉 会

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて平成30年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 島田 和雄

臨時議長 高橋 利彦

議員 片桐 文夫

議員 平山 清海